
大津市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大津市教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

○第4期大津市教育振興基本計画の基本理念「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」を実現するには、一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、他者を尊重して多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められる。

○教職員は、このような子どもたちの学びを支えるため、教職の生涯を通じて、その専門職性に資する研修等の充実や心身の健康保全に努めていくことが重要であり、そのためには、学校と教育委員会、関係機関等が連携し「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた、学校における働き方改革を積極的かつ計画的に進めていくことが必要であり、同計画の基本方針2「すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」施策③において、

(3)より良い教育の実現に向けた学校における働き方改革等を進めます。

・在校等時間の把握とその削減、業務改善、衛生委員会等による健康保持を図ることにより、教職員がその専門性を最大限に発揮できるよう働き方改革を進め、子どもたちへのより良い教育の実現を目指します。

と方向性を示している。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条および指針に基づき、学校の教職員全体を対象とした「大津市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

(2)大津市の現状

○大津市では、平成 29 年より、学校と教育委員会事務局の代表者による働き方改革推進委員会を発足させ、留守応答電話や保護者連絡ツールの導入、スクールサポートスタッフの全校配置、勤怠管理システムの導入など、実効性のある取組を進めてきた。(以下参照)

主な働き方改革に資する取組

平成26年度	校務支援システムの導入
平成29年度	大津市働き方改革推進委員会設置
平成30年度	留守応答電話の運用開始
令和元年度	スクールサポートスタッフの配置(令和2年9月から54校に配置)
令和2年度	ICカードによる勤怠管理システム導入
令和4年度	中学校部活動地域移行検討懇話会の設置
	電子メール通知文等の文書管理ルールの一統
令和5年度	保護者連絡用通信アプリの導入
令和6年度	保護者・地域関係者向け「働き方改革に係るリーフレット」の配布
令和7年度	校務支援システムによる勤怠管理システム運用開始
	入学式・始業式の変更

○加えて、令和2年4月1日に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及び縮減に取り組んできた。

参考 大津市立学校の教員の業務量の管理等に関する規則

第3条 教育委員会は、教員の在校等時間(教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(正規の勤務時間から休日における正規の勤務時間に相当する時間(特定休日勤務日における正規の勤務時間に相当する時間を除く。))を除いた時間をいう。以下同じ。))を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について 360 時間

2 教育委員会は、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について 100 時間未満

(2) 1年について 720 時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における1月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 月

○こうした取組の結果、大津市における教職員の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 31.3 時間 (37.8)	23.6% (37.2)	0.9% (5.1)
中学校	月 39.7 時間 (45.9)	42.5% (48.5)	3.6% (12.6)

* ()内は、滋賀県平均値

上記規則において上限と定める時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は、県平均を下回るものの、小学校 23.6%、中学校 42.5%であり、教育の質の向上のために、教員の業務改善をすすめ、時間的余裕を創出することが必要である。

また、教頭の時間外在校等時間の状況が、年平均月 61.6 時間、月 45 時間を上回る割合が 79.8%、月 80 時間を上回る割合が 16.8%と非常に高くなっており、教頭の業務軽減や働き方の改善は急務である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

具体的目標	R6年度
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 100%にする	69%
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする	34.4 時間

* 第4期大津市教育振興基本計画 令和11年度目標 小25. 6時間 中31. 6時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

心理的な安全性の確保のため、同僚や管理職等の周囲の関係者からの日常的な支援があり、また業務分担や人事評価を公正に行われる教職員の努力と成果が認められるワーク・エンゲイジメントの高い職場にするため、以下の目標とする。

具体的目標	R6年度
年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上にする	13.5 日
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下とする	10.9%
ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事」の項目における肯定的に答える教職員の割合を 93%以上にする。	91%
ストレスチェックにおける「仕事に満足」の項目における肯定的に答える教職員の割合を 80%以上にする	77%

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 対象

給特法第2条第2項に規定する教育職員(校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師)、それ以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務改善

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」で示される「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しにおける優先的に取り組む事項については、以下のとおりとし、随時検討を行う。

(ア)学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の適正化に努める。
 - ・ スクールガード、子ども安全リーダー等、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける街頭補導の対応
 - ・ 放課後から夜間における街頭補導については、地域の補導委員会等が行っている街頭補導と役割を分担し、学校における自主的な街頭補導は原則行わないこととする。
- ③ 地域の関係者間の連絡調整等
 - ・ 地域行事への児童生徒の参加、地域関係者の学校行事等への参画等に際しての調整は、学校運営協議会または、地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うよう努める。
 - ・ 学校においては、地域との連絡調整等が、一部の教職員に集中しないよう適切な役割分担を行い、振替措置等の活用を推進する。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 当該苦情等に係る学校からの相談等に対しては、教育委員会は積極的に関わり、全力をもって当該苦情等の解決にあたる。また、当該苦情等に相談できる体制について学校に周知する。
 - ・ 教育委員会においては、市立学校等において対応を要する重大な事案や教育課題等について、教育委員会事務局及び関係機関で連携・協働して解決を図るため、重大事案サポートチームを置き、事案対応に当たる。
 - ・ 教育委員会事務局内の以下の窓口を中心に、日常的な学校からの相談・支援に当たる。

学校教育全般に関すること	学校教育課
教職員に関すること	教職員室
法律的な相談	教育総務課(スクールロイヤー)
いじめ等、児童生徒の問題行動、 学校安全に関すること	児童生徒支援課

(イ)教師以外が積極的に参画すべき業務**① 調査回答・広報発信・ICT 機器等の管理**

- ・ 電子メール及び通知文等の文書管理ルールに基づき、教育委員会から学校への通知・連絡の簡素化と効率化を図る。
- ・ ICT 機器・ネットワーク設備の保守・管理については、教育委員会と連携を図りながら、情報化リーダーを中心に実施し、業務内容に応じた外部への委託を引き続き推進する。

② 学校施設の管理

- ・ 小規模校におけるプール使用については、他の施設の活用を検討する。
- ・ 校舎の開錠・施錠については、教頭等の特定の職員に固定せず、教職員間の役割分担の見直しを促進する。

③ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 安全上必要な配慮について事前に点検を行った上で、学級担任等の特定の教職員のみが対応するのではなく、地域住民等の支援や輪番等の活用を促進する。

④ 校内清掃

- ・ 教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番を促進する。

⑤ 部活動

- ・ 全体的な活動の回数や時間を見直し、担当の輪番などについても積極的に促進する。
- ・ 平日の部活動については、活動時間が勤務時間内となるよう短縮化を図る。
- ・ 本市の実情に応じた柔軟かつ段階的な部活動の地域展開を進め、令和13年度までに、原則、休日の部活動の地域展開の実現に努める。

(ウ)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**① 給食の時間における対応**

- ・ 給食時における指導については、業務を固定せず教職員の役割分担の見直しを促進し、負担軽減に努める。

② 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の全校配置の継続に努める。
- ・ 校務支援システムの機能やデジタル技術等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

③ 学校行事等の準備・運営

- ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、職員だけでなく保護者や地域関係者との協働を促進する。
- ・ 学校図書館の運営に関して、地域の図書ボランティアの積極的な活用を図る。

④ 支援が必要な児童生徒・保護者への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 多様な支援を要する児童生徒への対応として、医療的ケア支援員、学校生活支援員、日本語指導に係る支援員等の配置に努める。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう教育課程の見直しを行う。
- ・ 学校行事等の当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 電話の通話録音や自動音声応答の推進について検討する。

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ ストレスチェックの結果を活用し、職場環境改善支援研修の充実を図る。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 休憩時間の付与を適正に実施するよう取組を推進する。
- ・ 学校閉校日等を活用し、年次有給休暇の取得を促進する。

(4)教職員の「働きがい」向上のための取組

教職員が仕事に誇りを持ち、充実感や達成感を感じながら、子どもたちにより良い教育を行うことができるよう教職員の「働きがい」の向上を図る。

- ・ 教職員の「働きがい」向上のための研修を実施する。
- ・ 教職員の「働きがい」を向上していくためには、学校を預かる管理職自身が、やりがいを持って生き生きと業務に取り組むことが不可欠である。そのためにも、働き方改革推進委員会での調査検討を踏まえた管理職の業務改善を推進し、学校経営・学校運営のさらなる充実を図るとともに、次代を担う管理職候補者の育成につなげる。

6. 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、天津市のウェブサイトで公表するとともに、定例の教育長・委員協議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの人材マネジメント等に関する研修や新規採用者へのサポートを充実させるなど、教育委員会からの支援の充実を図る。
- (5) 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施

する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の関係団体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (7) 働き方改革推進委員会を中心として、教職員の在校等時間について調査検討する等、取組を継続するとともに、本計画の進捗状況に応じて必要予算や人員の確保に努め、市長部局と連携して働き方改革の取組を充実させる。